

# 地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和2年3月

坂戸、鶴ヶ島水道企業団

## 目 次

1	基本的事項	
	(1) 計画の目的	1
	(2) 計画の期間及び基準年度	1
	(3) 実行計画の対象となる範囲	1
2	温室効果ガス排出状況	
	(1) 二酸化炭素排出量	3
	(2) 施設別排出量	4
	(3) 要因別排出状況	6
	(4) 排出量分析	8
3	温室効果ガスの削減目標	
	(1) 温室効果ガス排出量の削減	9
	(2) 二酸化炭素の吸収源対策	9
	(3) 資源の有効活用の推進	9
4	温室効果ガス削減に向けた取り組み	
	(1) 取り組みの基本的な考え方	9
	(2) 具体的な取り組み	9
5	計画の推進	
	(1) 推進・点検体制	12
	(2) 計画の評価	13
	(3) 情報の提供	13
	(4) 計画の公表	13

# 1 基本的事項

## (1) 計画の目的

平成26年度に策定した地球温暖化対策実行計画の計画期間が令和元年度末をもって終了することから、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「計画」という。）を策定します。

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法律」という。）第21条第1項に基づき、平成28年5月13日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に則して策定され、計画中にある「事務事業編」に相当する地方公共団体に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として策定するものです。

本計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に率先して取り組み、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

## (2) 計画の期間及び基準年度

計画の期間については、環境省が策定した国の地球温暖化対策計画が令和12年度までとしていることから、これに準じて令和12年度までとします。なお、基準年度については、環境省の「地球温暖化対策計画」と統一させるため、平成25年度としています。また、計画策定にあたり、温室効果ガスの排出量を計算するために使用する二酸化炭素排出係数は、平成25年度の数値を使用しています。

## (3) 実行計画の対象となる範囲

### ア 対象となる事務及び事業の範囲

この計画における対象範囲は、企業団が行うすべての事務及び事業とします。なお、対象施設は次のとおりです。

	事務施設	事業施設
実行計画における 対象施設	①坂戸鶴ヶ島上下水道合同庁舎 ※ ②鶴ヶ島浄水場事務棟	①鶴ヶ島浄水場 ②坂戸浄水場 ③多和目配水場 ④城山配水池 ⑤若葉台取水中継ポンプ場 ⑥厚川取水中継ポンプ場

※坂戸鶴ヶ島上下水道合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）については、坂戸、鶴ヶ島下水道組合（以下「組合」という。）と共同利用しているため、組合との負担割合に応じた使用量が対象となります。

### イ 対象とする温室効果ガス

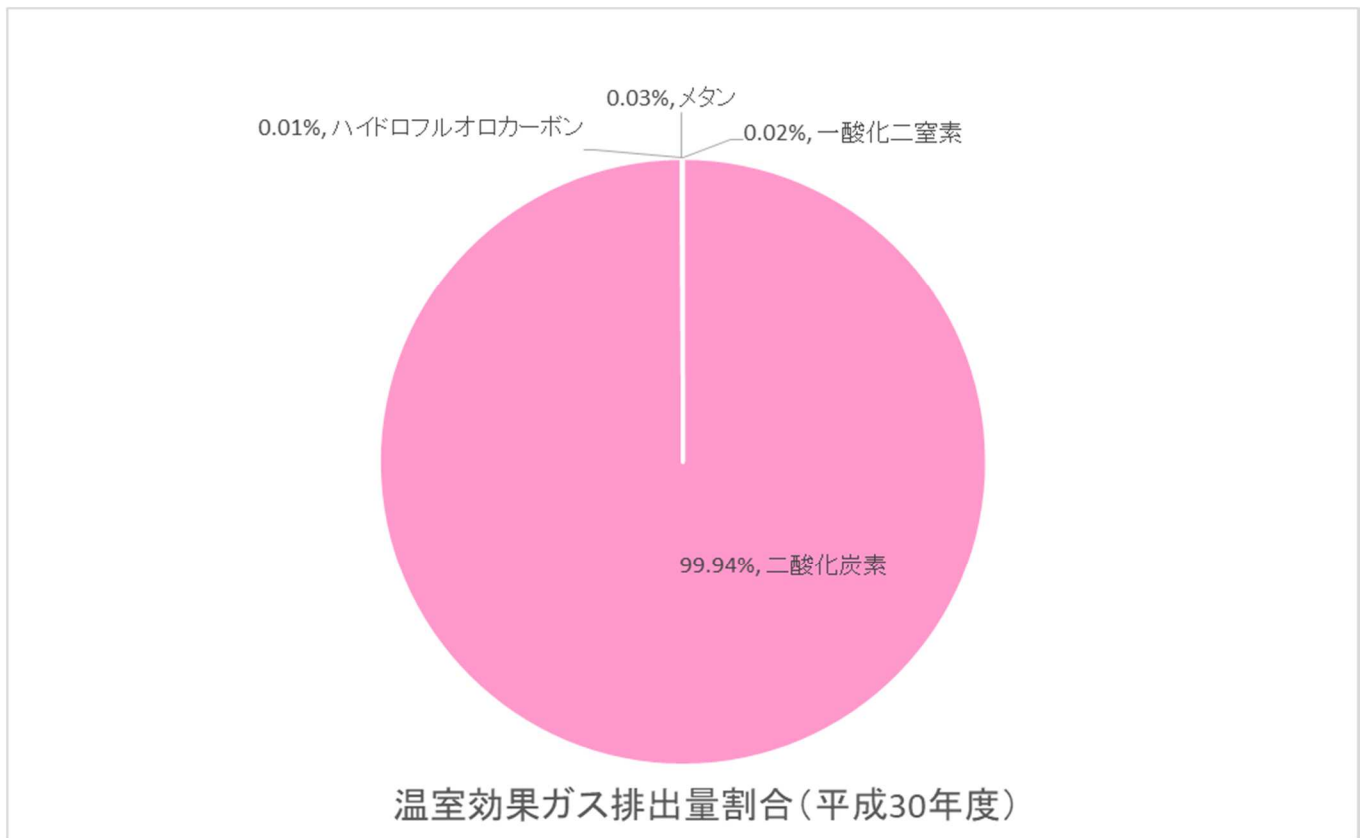
事務事業編の対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7種類です。このうち、削減対象の温室効果ガスは、当企業団の排出量の99%以上を占める二酸

化炭素とします。

温室効果ガス排出量

排出量[kg-CO<sub>2</sub>]

温室効果ガス	平成25年度 (基準年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
二酸化炭素	3,280,282	3,241,312	3,313,938	3,124,200	2,972,698	3,075,457
メタン	822	829	773	756	780	802
一酸化二窒素	1,047	960	838	849	820	788
ハイドロフルオロカーボン	260	260	260	260	260	260
計	3,282,411	3,243,361	3,315,809	3,126,065	2,974,558	3,077,307



## 2 温室効果ガス排出状況

### (1) 二酸化炭素排出量

当企業団の事務・事業に伴う平成25年度から平成30年度の二酸化炭素排出量の結果は以下のとおりです。



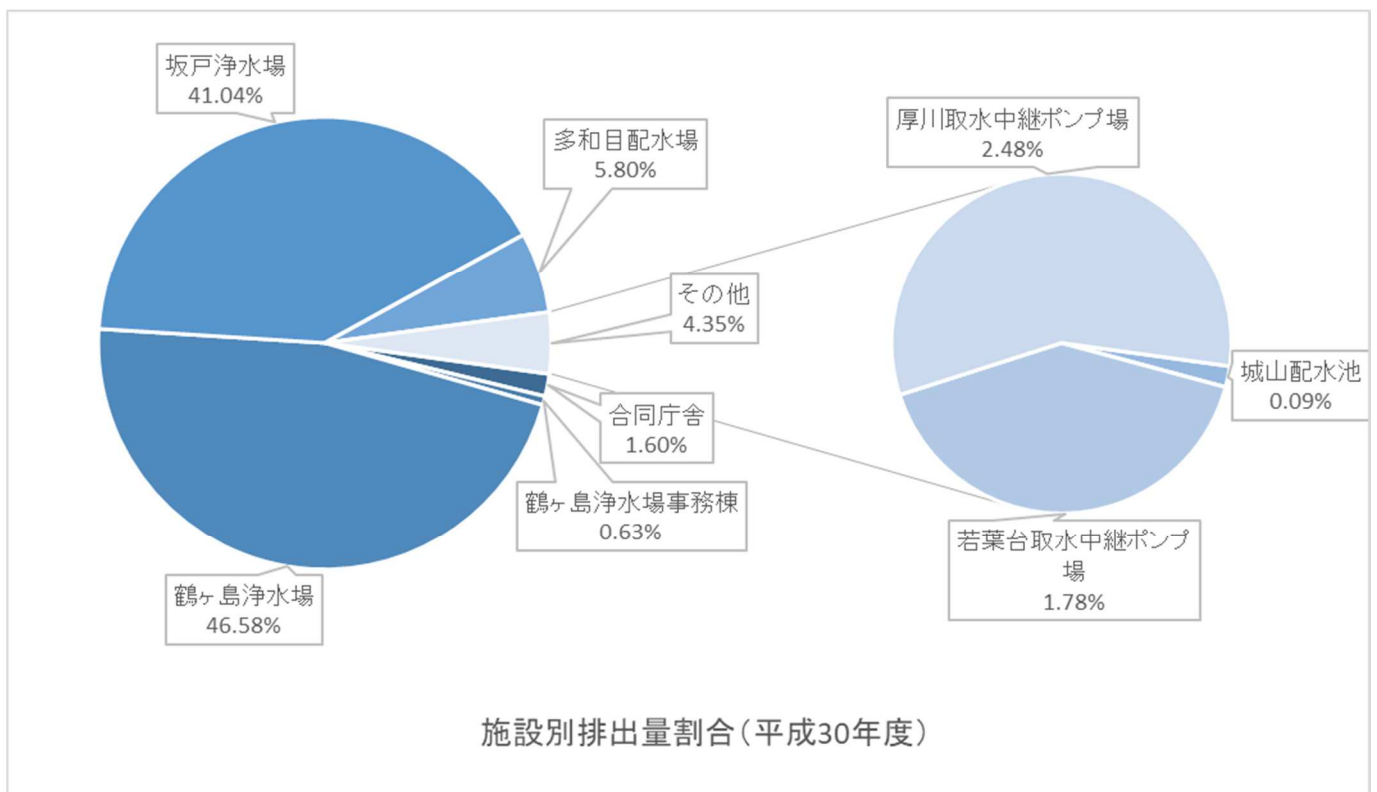
(2) 施設別排出量

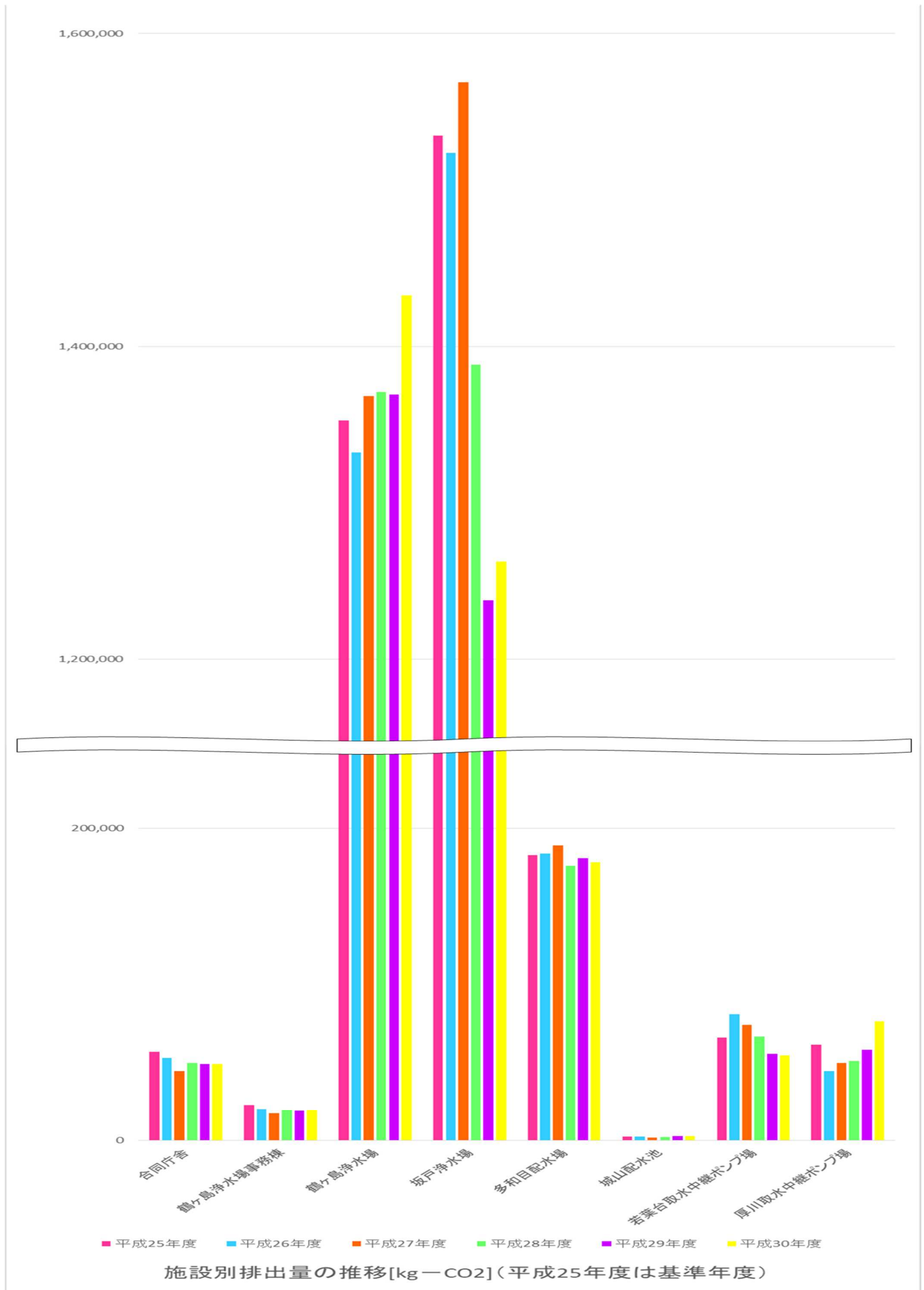
平成25年度から平成30年度の施設ごとの二酸化炭素排出量は、次のとおりです。主な水道施設が稼働している鶴ヶ島浄水場及び坂戸浄水場がそれぞれ40%以上を占めています。

施設別排出量の推移

排出量[kg-CO<sub>2</sub>]

施設名	平成25年度 (基準年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
合同庁舎	57,005	53,185	44,561	49,928	49,303	49,237
鶴ヶ島浄水場事務棟	22,784	20,299	17,575	19,427	19,169	19,271
鶴ヶ島浄水場	1,352,699	1,332,259	1,368,184	1,370,561	1,369,185	1,432,685
坂戸浄水場	1,534,810	1,523,673	1,568,933	1,388,488	1,237,580	1,262,040
多和目配水場	182,687	183,785	189,017	175,864	180,748	178,304
城山配水池	2,498	2,390	1,914	2,235	2,696	2,679
若葉台取水中継ポンプ場	66,136	80,997	74,038	66,630	55,662	54,770
厚川取水中継ポンプ場	61,663	44,724	49,716	51,067	58,355	76,471
計	3,280,282	3,241,312	3,313,938	3,124,200	2,972,698	3,075,457





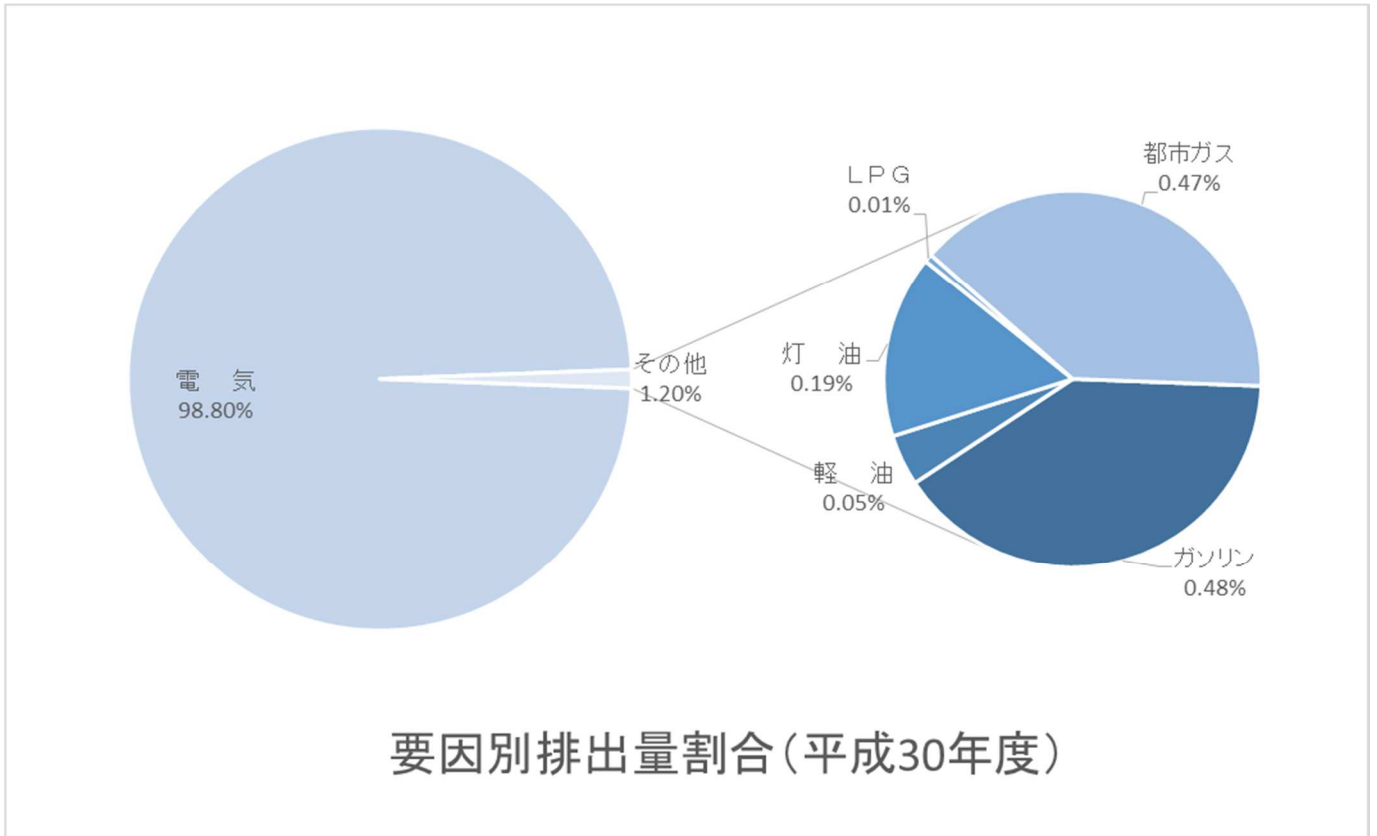
(3) 要因別排出状況

平成25年度から平成30年度の二酸化炭素排出量は、次のとおりです。水道施設の稼働に伴う電気使用によるものが98.80%を占めています。

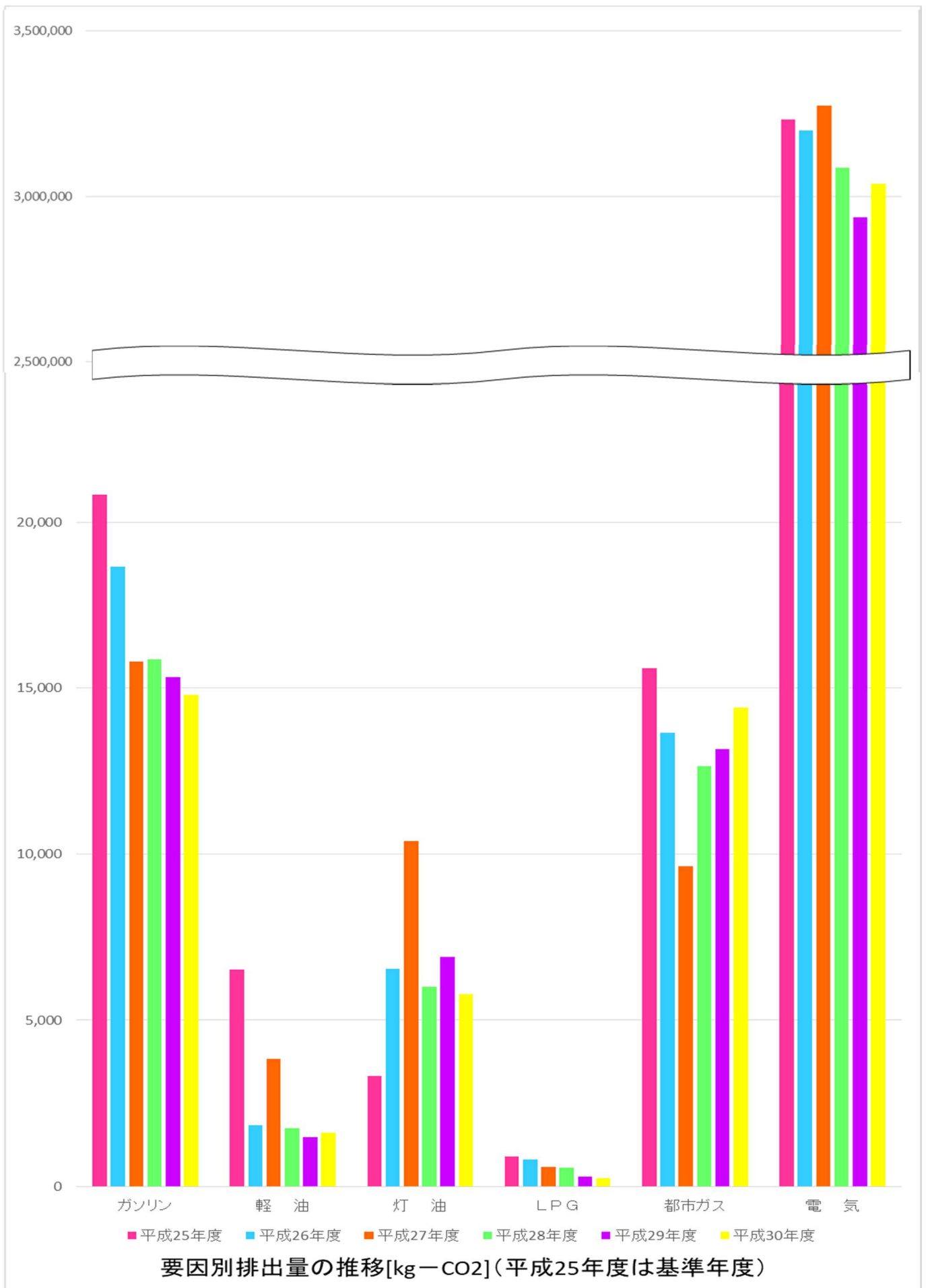
二酸化炭素要因別排出量の推移

排出量[kg-CO<sub>2</sub>]

排出要因	平成25年度 (基準年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ガソリン	20,826	18,637	15,804	15,855	15,321	14,786
軽油	6,518	1,848	3,837	1,739	1,476	1,610
灯油	3,321	6,525	10,386	6,005	6,883	5,776
LPG	910	805	587	560	302	256
都市ガス	15,594	13,657	9,634	12,644	13,154	14,415
電気	3,233,113	3,199,840	3,273,690	3,087,397	2,935,562	3,038,614
計	3,280,282	3,241,312	3,313,938	3,124,200	2,972,698	3,075,457

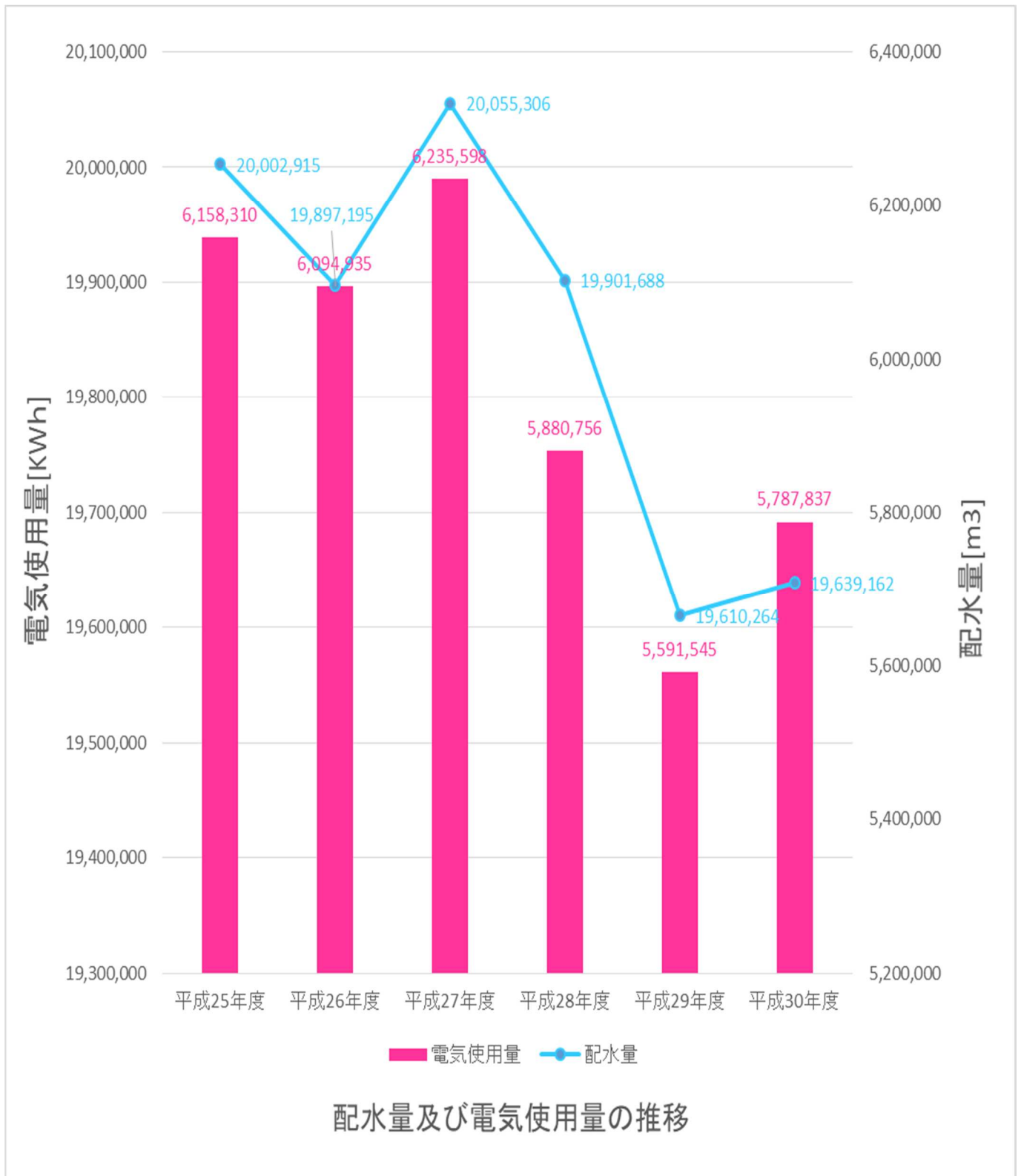






#### (4) 排出量分析

二酸化炭素排出量の大部分を占めている電気使用量は、配水量と連動して変動します。電気使用量と配水量の関係は、次のとおりです。



### 3 温室効果ガスの削減目標

本計画では、次のとおり目標を定めました。

#### (1) 温室効果ガス排出量の削減 (A)

目標年度の令和12年度における温室効果ガスの排出量について、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業基本計画等を考慮した上で基準年度を平成25年度とし、基準年度比で12%以上削減に努めます。

#### (2) 二酸化炭素の吸収源対策 (B)

二酸化炭素の吸収源である森林資源の維持に貢献するため、コピー用紙の削減目標を新たに設け、間接的な温室効果ガス削減に取り組みます。目標年度の令和12年度におけるコピー用紙について、基準年度を平成25年度とし、基準年度比で10%以上削減に努めます。

#### (3) 資源の有効活用の推進 (C)

資源の有効活用に貢献するため、発注工事建設副産物の再資源化について目標を新たに設け、処分に伴う温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。目標年度の令和12年度における発注工事建設副産物の再資源化について、平成25年度95.5%だったものを100%となるよう努めます。

### 4 温室効果ガス削減に向けた取り組み

#### (1) 取り組みの基本的な考え方

温室効果ガスは、エネルギーの消費や製品の使用に伴って排出されるだけでなく、製品の原料の調達、製造、流通、廃棄の段階でも排出されています。したがって、温室効果ガスの排出を抑制するためには、消費や製品の使用に伴い排出する温室効果ガスを抑制することや、各事業施設における効率的な運用を行うことはもちろん、各段階での排出抑制に配慮した取り組みを展開していくことが必要です。

そのため「事業活動に係る取り組み」と「事務活動に係る取り組み」に分類し、削減目標に掲げたA温室効果ガス排出量の削減、B二酸化炭素の吸収源対策、C資源の有効活用の推進について積極的に取り組むこととします。

#### (2) 具体的な取り組み

##### ア 事業活動に係る取り組み

事業活動に係る取り組みとして、水道施設の運用に係る取り組みと水道事業に関する建設事業に係る取り組みに分類します。

##### ① 水道施設の運用に係る取り組み

取り組み内容	区分
「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に基づく適正なエネルギー管理を行う。	A
浄水施設に係る運転管理の効率化及び適正化に取り組む。	A

取水井の照明や浄水場の外灯などを省エネタイプの設備に変更する。	Ⓐ
揚水量に見合ったポンプ設備への更新や高効率化を図る。	Ⓐ
漏水の防止に努めるため漏水調査及び漏水修繕工事を実施する。	Ⓐ

② 水道事業に関する建設事業に係る取り組み

取り組み内容	区分
再生資材等の環境負荷の少ない建設材を採用する。	Ⓒ
耐久性の高い材料や工法を採用する。	Ⓒ
建設発生土のリサイクルに努める。	Ⓒ
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づく再資源化を図る。	Ⓒ
浅層埋設による建設発生土の減量を図る。	Ⓒ
分別排出により建設廃棄物の再利用を図る。	Ⓒ

イ 事務活動に係る取り組み

事務活動に係る取り組みとして、日常業務に係る取り組み、事務施設の建設事業に係る取り組みに分類します。

① 日常業務に係る取り組み

取り組み項目	取り組み内容	区分
冷暖房の運用	夏季及び冬季における空調機の運転時間及び適正な室温管理を遵守する。	Ⓐ
	夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推奨する。	Ⓐ
	空調機はこまめに清掃する。	Ⓐ
	ブラインドやよしずの効果的な利用を図る。	Ⓐ
	省電力型の機器を導入する。	Ⓐ
照明等電化製品の運用	照明の使用箇所及び使用場所は必要最小限とする。	Ⓐ
	業務時間外や昼休み等は業務に支障がない範囲で消灯する。	Ⓐ
	トイレなど使用していない部屋の照明はこまめに消す。	Ⓐ
	パソコン等を使用していないときは電源を切る。	Ⓐ
	定時退庁に努める。	Ⓐ
	照明器具はこまめに清掃する。	Ⓐ
	最終退出者は消灯確認を行う。	Ⓐ
省電力型の機器を導入する。	Ⓐ	
水・給湯器等の使用	トイレや給湯室での節水を励行する。	Ⓐ
	給湯器温度設定は適正なものに調整する。	Ⓐ
	花壇や植樹帯への散水に雨水等を活用する。	Ⓐ
	漏水の点検を定期的に行う。	Ⓐ
公用車の運用	鶴ヶ島浄水場と合同庁舎間など可能な限り相乗りを推進	Ⓐ

	する。	
	エコ運転を心がけ、急発進、急加速、不要なアイドリングなどは行わない。	Ⓐ
	車に不要なものを積まない。	Ⓐ
	タイヤの空気圧を定期的に管理する。	Ⓐ
	低燃費車（低公害な車）への計画的な更新を行う。	Ⓐ
紙類の使用	印刷原稿が2枚以上の場合は、両面印刷や集約印刷を活用する。	Ⓑ
	会議資料等の作成部数は最小限とする。	Ⓑ
	印刷するものは必要最小限とし、重複資料の作成を抑制する。	Ⓑ
	印刷用紙は、裏面印刷やメモ用紙に再利用する。	Ⓑ
	グループウェア等を積極的に活用し、ペーパーレスを推進する。	Ⓑ
	印刷ミスの防止に努める。	Ⓑ
ごみの減量とリサイクルの推進	物品の適正な購入及び管理に努める。	Ⓒ
	梱包材は納入業者の持ち帰りを原則とする。	Ⓒ
	企業団内での備品等の共有化を推進する。	Ⓒ
	内部交換文書には、使用済み封筒を再利用する。	Ⓒ
	再利用や交換が可能な物品を購入し、繰り返し使用する。	Ⓒ
	リサイクルを阻害する原材料を利用しない。	Ⓒ
	排出段階での分別を徹底し、ごみの発生を抑制する。	Ⓒ
	不必要な消耗品使用量を抑制する。	Ⓒ
物品の購入	環境に配慮した物品等の購入を推進する。	Ⓐ
	低公害な車の導入に努める。	Ⓐ
緑化の推進	公共施設の敷地に草花や木を植栽するなど緑化に努める。	Ⓑ

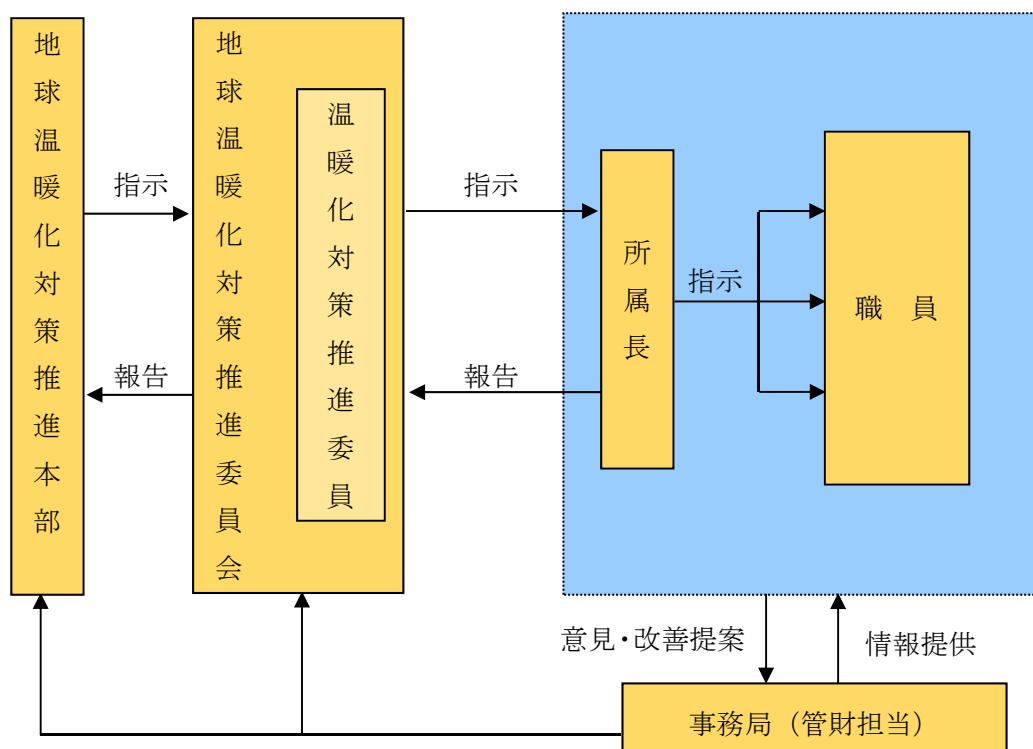
② 事務施設の建設事業に係る取り組み

取り組み内容	区分
省エネルギー対策を考慮した設計とする。	Ⓐ
断熱性や気密性が高い、冷暖房効率が良い設計とする。	Ⓐ
採光に配慮した設計とする。	Ⓐ
建設時、廃棄物の分別収集スペースを確保し、廃棄物対策に配慮した設計とする。	Ⓐ

## 5 計画の推進

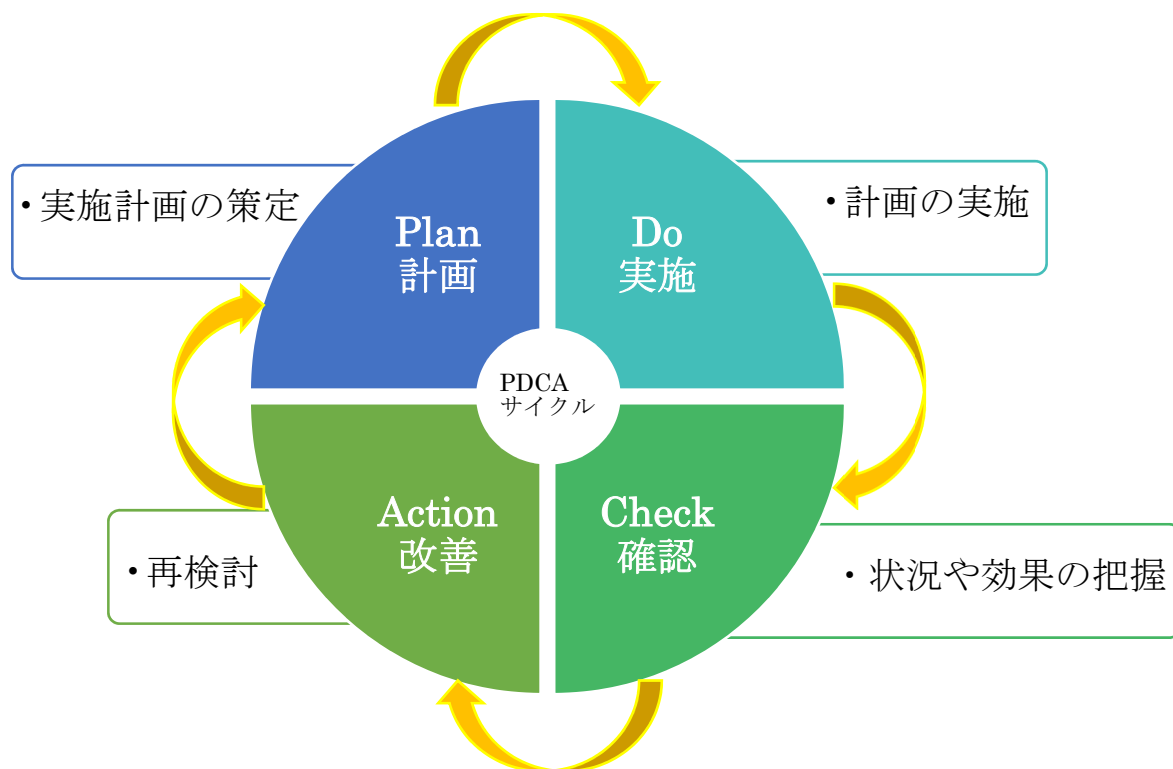
### (1) 推進・点検体制

推進体制は、以下のとおりとします。



組織名	主な役割
地球温暖化対策推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画に関する最終決定</li> <li>・ 計画の推進</li> <li>・ 実施状況の点検・評価・公表</li> <li>・ 計画の見直し</li> <li>・ 改善指示</li> </ul>
地球温暖化対策推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の推進</li> <li>・ 実施状況の調査</li> <li>・ 点検・評価に関する検討</li> <li>・ 計画の見直しに関する検討</li> </ul>
所属長・全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出削減取組の実践</li> <li>・ 計画内容の周知徹底</li> <li>・ 各種調査の実施・報告</li> <li>・ 計画に対する意見・改善提案</li> </ul>
事務局（管財担当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進本部及び推進委員会の庶務全般</li> <li>・ 職員等への情報提供、啓蒙活動</li> </ul>

これらが連携することでPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを確立し、計画を効果的に推進していきます。



#### (2) 計画の評価

計画の進捗状況を把握するため、温室効果ガスの排出量や取り組みの実施状況について評価を行います。

#### (3) 情報の提供

年1回計画の進捗状況及び評価について職員に情報提供を行い、職員へ取り組みの実施を啓蒙します。

#### (4) 計画の公表

計画推進の透明性を確保するため、計画の進捗状況や目標達成状況を、ホームページ等により公表します。